

第 1 1 次秦野市交通安全計画に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和 4 年 1 月 2 9 日（土）から同年 2 月 2 8 日（月）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの 2 月 1 日号及び市ホームページ

3 構想案の公表方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 地域安全課における閲覧

4 意見提出方法

郵送、F A X、電子メール及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類	件数	意見への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
第 1 章 道路交通事故の推移と現状	3	1		2		
第 2 章 第 1 1 次秦野市交通安全計画における目標	4	1		2		1
第 3 章 今後の道路交通安全対策を考える視点	11	3		7		1
第 4 章 交通安全の施策	69	9	12	32	2	14
その他	9	1	2	4	1	1
計	96	15	14	47	3	17

上記以外に「字句の訂正や文言の整理等」に対するご意見・御提案（50 件）については、適宜、参考とさせていただきました。

※ 意見への対応区分

A：意見等の趣旨等を構想に反映したもの

B：意見等の趣旨等は既に構想に反映されていると考えるもの

C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの

D：構想に反映できないもの

E：その他（感想、質問等）

第 1 1 次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
1	第 1 章	P 2 「2 交通時の現状」では高齢者にスポットを当てていますが、高齢者以外の年齢層の割合が依然と高い状態であり、それに全く触れないことに違和感があります。	C	高齢化に伴い、高齢者が関係する交通事故の割合が、他に比べ高い状態であり、特に対策が必要なことから記載しています。
2	第 1 章	P 4 「3 第 1 0 次秦野市交通安全計画の達成状況（1）目標値及び実績」8 行目「新型コロナウイルス感染症対策の影響があると考えられますが」とありますが、何故令和元年及び令和 2 年の過去 2 年間の減少した理由が、新型コロナウイルスの感染症対策の影響わかりません。感染症対策を実施して、どのようなことが起きたことで減少したのかを記載すべきだと思います。	A	いただいた御意見を参考に、文言を追加しました。
3	第 1 章	P 4 「3 第 1 0 次秦野市交通安全計画の達成状況が記載されていますが、達成できたことの反面、課題も出たと思いますが、その記載もすべきだと思います。事実、第 1 0 次計画期間中は 1 0 人の尊い命が交通事故で失われており、その原因が事故そのものだけではなく施策にもあると思います。そのような中で、今の計画案は課題が記載されていません。したがって本ページに記載されている第 1 0 次計画の P D C A のうち、「P（計画－目標）」と「C－P（確認－達成状況）」については記載されているので、加えて「D（実行）※どんなことを行ったのか」や「C－T（確認－顕在化された課題）」を追記すべきです。これらの内容を踏まえて、第 1 1 次の内容や実効性につながると思います。	C	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものとなります。具体的な対策につきましては、県の実施要項等を参考とし、その時点での情勢に沿った実施要綱を作成したうえで、交通安全対策協議会幹事会において協議し実施しています。
4	第 2 章	P 5 「1 計画の位置付け・計画期間」と記載されていますが、SDGs との関連性も記載すべきだと思います。	A	いただいた御意見を参考に SDGs についての記述を追加しました。

第 1 1 次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
5	第 2 章	<p>P 5 「1 計画の位置付け・計画期間」と記載されていますが、第 1 0 次計画は令和 2 年までであり、令和 3 年度は空白期間となりました。この原因はわかりませんが、行政が策定する計画としては空白期間はあってはならないものだと思います。その際は暫定措置として従来の目標を据え置きとするなどの対応が必要だと思います。第 1 1 次では空白期間が生じないように、もしそうならざるを得なくなってしまう場合に暫定措置などの対応がとれるような文を記載すべきだと思います。</p>	C	<p>国・県の計画策定後に、本市の計画との整合性を合わせるため、既存計画においても実質的には空白期間が生じていましたが、本計画において見直しを行い、次期計画からは、空白期間なく策定します。</p> <p>なお、令和 3 年度においては、第 1 0 次秦野市交通安全計画を踏まえ、秦野市交通安全対策協議会にて審議のうえで啓発活動等を実施してきました。</p>
6	第 2 章	<p>P 6 枠内「※令和元年及び令和 2 年の交通事故件数は新型コロナウイルス感染拡大防止への対策等の影響があると推測されることから」とありますが、何故、令和元年及び令和 2 年の交通事故件数に新型コロナウイルス感染拡大防止への対策等の影響があると推測されるのでしょうか。</p>	E	<p>新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言等により人流が抑制された影響と考えています。</p>
7	第 2 章	<p>P 6 枠内「※令和 8 年までの目標値については、直近の 3 年間（平成 3 0 年～令和 2 年）の平均値より、交通事故件数を 3 5 0 件以下に抑止するものとししました。」とありますが、令和 2 年の数値より上回っている数値を目標値とすることに違和感があります。</p>	C	<p>今後、新型コロナウイルス感染症と共存しながら社会生活を営んでいく可能性があると考えております。</p> <p>そのため、新型コロナウイルス感染症の影響が少ないと考える平成 3 0 年度と、影響が生じたと考える令和元年度、令和 2 年度との平均から目標を立てることが、現実的であると考えております。</p>
8	第 3 章	<p>P 7 「第 3 章 今後の道路交通安全対策を考える視点」 4 行目「社会情勢の変化に対応する新たな課題を勘案し」とあるとおり、ここ近年で国際的な SDGs への取り組み、国内も呼応してさらに Society 5. 0 への取り組みや、その一環であるデジタル社会実現に向けた取り組みもある中で、第 1 0 次計画と全く同じ 6 つの対策内容であることに違和感があります。例えば A S V の促進などの「先進技術の調査研究・検討」のような対策内容を設けるべきだと思います。</p>	C	<p>引き続き 6 つの対策が必要と考えています。先新技術の調査研究については、県の計画に準じます。</p>

第 1 1 次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
9	第 3 章	P 7 枠内の内容は対策（施策）の内容になりますので、本ページではなく、P 1 1 の第 4 章の冒頭に記載するべきだと思います。	A	いただいた御意見を参考に、当該箇所を第 4 章の冒頭に移動しました。
10	第 3 章	上部四角内の内容について、第 4 章の内容に関わることなので、第 4 章に移した方がいいのではないかと。	A	いただいた御意見を参考に、修正しました。
11	第 3 章	P 8 「(3)子どもの安全確保」3行目「通学路等の安全な歩行空間の整備等交通事故防止対策に積極的に取り組みます。」とありますが、P 1 1以降の内容を拝見しても具体的な取り組みが記載されていませんが、どのように取り組むのでしょうか。	C	第 4 章の記載の各施策において、総体的に取り組んでまいります。
12	第 3 章	P 8 「(1)歩行者の安全確保」5行目「市街地の幹線道路での歩道整備等、歩行空間の確保を進める等」とありますが、この「等」が何を意味しているのかわかりません。	A	いただいた御意見を参考に、「歩道整備等」の部分の「等」を削除しました。
13	第 3 章	P 8 「(1)歩行者の安全確保」11行目「一方、歩行者に対しては、・・・交通安全教育等を推進します。」とありますが、P 1 1以降の内容を拝見してもどのように進めるのかわかりませんので、評価指標を設けるべきだと思います。	C	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものとなります。 具体的な対策につきましては、県の実施要項等を参考とし、その時点での情勢に沿った実施要綱を作成したうえで、交通安全対策協議会幹事会において協議し実施しています。

第 1 1 次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
14	第 3 章	P 9 「(1)生活道路における安全確保」の 3 行目「生活道路へ流入することを防止するため」とありますが、流入したことに備える施策の推進については記載しなくてよいのでしょうか。	C	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものとなります。 具体的な対策につきましては、その箇所にあった対策について、道路管理者や秦野警察署と協議し、それぞれの権限を持って柔軟に対策を実施していきます。
15	第 3 章	P 9 「(1)生活道路における安全確保」の 3 行目「幹線道路を走行すべき自動車が生生活道路へ流入することを防止するため、幹線道路の交通安全対策を推進し、」とありますが、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路に流入する主たる理由は、幹線道路から幹線道路のバイパス、いわゆる「抜け道」としての利用です。幹線道路の交通安全対策だけではなく、道路の増線や拡幅、道路の新設も効果的だと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。 ただし、道路の増設、拡幅及び新設は予算等との兼ね合いもあることから、道路管理者が総合的に検討していくこととなります。
16	第 3 章	P 9 「(2) 幹線道路における安全確保」の 2 行目「事故原因の分析を踏まえた効果的な対策を実施する等、交通安全対策効果の更なる向上を図ります。」とありますが、この文は第 1 0 次計画から全く変わっていません。第 1 0 次計画では、どのような分析結果が出たのか別ページでもよいので記載するべきだと思います。	C	交通死亡事故が発生した場合、秦野警察署、道路管理者等と現場確認を行い、事故原因に即した対策を実施していることから、その点を踏まえた表現となっています。
17	第 3 章	P 9 「(2) 幹線道路における安全確保」の 5 行目「今後の交通量の動向に注視が必要です。」とありますが、「注視」というのは具体的にパトロールやモニタリングを行うのでしょうか。	E	青色回転灯装備車（通称：青パト）によるパトロールや、地元自治会からの情報提供等により状況把握に努めています。
18	第 3 章	P 1 0 公共交通機関などとの協働や連携についても記載するべきだと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。

第 1 1 次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
19	第 4 章	P 1 1 「1 道路交通環境の整備」の 2 行目「交通事故防止の観点から幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり」とありますが、具体的に推進してきた対策を示すべきだと思います。	C	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する今後の施策の大綱を定めたものとなりますので、このままの表現とさせていただきます。 なお、現時点に至るまで、秦野警察署は必要な交通規制等、道路管理者は道路の整備等、地域安全課においては看板による啓発を実施しています。
20	第 4 章	P 1 1 「1 道路交通環境の整備」の 3 行目「幹線道路等の事故多発地点対策に一定の事故抑止効果が確認されています。」とありますが、具体的な事故抑止効果を示すべきだと思います。	C	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する今後の施策の大綱を定めたものとなりますので、このままの表現とさせていただきます。
21	第 4 章	P 1 1 「イ 通学路等の交通安全施設の整備」について、通学路を変更する旨についても記載すべきだと思います。	C	通学路の変更につきましては、通学路の設定方針において、現在検討を行っています。
22	第 4 章	P 1 2 「ウ 高齢者や障害者等の安全に役立つ歩行空間等の整備」として、放置自転車対策の旨が記載されていますが、自動車の違法駐車についても記載すべきだと思います。	A	いただいた御意見を参考に修正しました。
23	第 4 章	P 1 2 「ウ 高齢者や障害者等の安全に役立つ歩行空間等の整備」 3 行目「また、障害者等が安全に通行できるように、視覚障害者誘導用ブロックの設置等の施設整備を推進し、」とありますが、「等」は何を意味しているのでしょうか。	E	スロープ、手すり等を考えております。

第 1 1 次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
24	第 4 章	P 1 2 「(2) 幹線道路における交通安全対策の推進」で、様々な推進の旨について記載されていますが、具体的な取り組み内容を記載するべきだと思います。また、「ウ 高規格道路の整備促進」として、「国道 2 4 6 号線バイパスの整備促進」と記載されていますが、どこに整備するか記載するべきだと思います。また、国道 2 4 6 号線バイパスの整備促進とともに、その箇所の交通事故対策についても記載するべきだと思います。	C	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものとなります。 具体的な対策につきましては、その時の情勢に沿った対策を、関係機関と協議し、柔軟に検討をしていきます。
25	第 4 章	P 1 2 「(3) 交通安全施設等整備事業の推進」 1 行目「特に交通の安全を確保する必要がある道路は」とありますが、具体的にどこでしょうか。	A	いただいた意見を参考に、特に交通の安全を確保する必要がある道路である交通死亡事故発生場所等について、記述を追加しました。
26	第 4 章	P 1 2 「(3) 交通安全施設等整備事業の推進」 2 行目「事故実態の調査・分析を行い」とありますが、第 1 0 次計画と同じ文ですので、第 1 0 次計画での調査・分析結果を記載するべきだと思います。	D	引き続き事故が発生した場所については、道路管理者及び秦野警察署等と連携して対策を講じていくことから、現状の表現のままとします。
27	第 4 章	P 1 2 「(3) 交通安全施設等整備事業の推進」 3 行目「交通安全施設」とありますが、一般的には聞きなじみないので、注釈を記載するべきだと思います。	A	いただいた御意見を参考に、注釈を追加しました。
28	第 4 章	P 1 3 「イ 幹線道路対策の推進」の 1 行目「交通事故が集中して発生している傾向があることから」とありますが、その傾向がわかる資料などを示すべきだと思います。	A	いただいた御意見を参考に修正しました。

第 1 1 次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
29	第 4 章	P 1 3 「ウ 道路交通環境整備への住民参加の促進」について、第 1 0 次計画と文が変わっていません。第 1 0 次計画期間における道路環境の整備結果を示して、それを踏まえて第 1 1 次計画ではどのくらい整備を行うのか記載してください。	C	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、具体的な内容の記載は行っていません。 本計画を踏まえて、道路管理者等がそれぞれの権限を持って、交通事故対策の施策を行っていく形となります。
30	第 4 章	P 1 3 「エ 交通安全施設等の再整備と適切な維持管理」について、市内には交通安全施設である立体横断施設（横断歩道橋）があり、万が一老朽化により横断歩道橋が通行できない、もしくは損傷した場合は歩行者だけでなく、横断歩道橋や必要に応じてその他の交通安全施設についても記載するべきだと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
31	第 4 章	P 1 3 「エ 交通安全施設等の再整備と適切な維持管理」について、第 1 0 次計画と文が変わっていません。第 1 0 次計画期間における交通安全施設の整備結果を示して、それを踏まえて第 1 1 次計画ではどのくらい整備を行うのか記載してください。	C	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、具体的な内容の記載は行っていません。 本計画を踏まえて、道路管理者等がそれぞれの権限を持って、交通事故対策の施策を行っていく形となります。
32	第 4 章	P 1 3 「(4) 無電柱化の推進」について、どのようにどれだけ無電柱化を推進するのでしょうか。	C	秦野市には推進計画がないため、路線の整備時や「神奈川県無電柱化推進計画」に基づき、道路管理者が無電柱化を推進してまいります。
33	第 4 章	P 1 4 「ア 自転車通行区間の整備」について、「秦野サイクルシティ計画（仮称）」について第 1 0 次計画で策定する旨が記載されていたので、関連や位置づけを記載するべきだと思います。また、公益社団法人秦野青年会議所が提言した「秦野サイクルシティ構想」との関連性や位置づけも記載するべきだと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。

第 1 1 次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
34	第 4 章	P 1 4 「ア 自転車通行区間の整備」について、自転車は本来車両であるが、その位置づけを記載すべきだと思います。	D	交通ルールの徹底やマナー向上のための啓発活動の中に、自転車が車両であることは含まれることから、このままの表現とさせていただきます。
35	第 4 章	P 1 4 「ア 自転車通行区間の整備」 5 行目「また、歩道上での歩行者と自転車の事故を防ぐため、注意喚起看板の設置等を行い、交通ルールの徹底やマナー向上の啓発活動等を推進します。」とありますが、自転車通行帯の設置の検討についても記載すべきだと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
36	第 4 章	P 1 4 「ウ 自転車等の駐車場の整備」 1 行目「民間事業者を支援することで自転車等の駐車対策を図ります。」とありますが、何故民間事業者を支援することで、駐車対策につながるのでしょうか。	E	自転車等駐車場の整備が進むことで、自転車等の違法駐車が減っていくものと考えています。
37	第 4 章	P 1 5 1 行目「都市維持機能」とありますが、具体的にどのような機能でしょうか。	A	いただいた御意見を参考に、分かりやすい表現に修正しました。
38	第 4 章	P 1 5 2 行目「交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。」とありますが、具体的にどのような対策方法を講じるのでしょうか。	E	まちづくり条例に基づく駐車場の附置義務にかかる指導を行うとともに、青色回転灯装備車（通称：青パト）によるパトールを実施し、実際駐車している車両に対しては、運転手に声掛けを行っています。

第 1 1 次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
39	第 4 章	P15 「ウ 違法駐車対策の推進」1行目「「秦野市違法駐車等の防止に関する条例」～助言・啓発活動を実施します。」とありますが、第10次計画と同じ文ですので、第10次計画での活動内容を示すべきだと思います。	C	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、第10次計画につきましては、第1章「第10次秦野市交通安全計画の達成状況」に係る目標値に対する状況のみの記載としています。 本件については第10次計画と同様に実施していく予定です。
40	第 4 章	P15 「ウ 違法駐車対策の推進」4行目「また、各季の交通安全運動等を通じ、～気運の醸成・高揚を図ります。」とありますが、そのためには効果的なSNSやHPの活用が必要だと思いますが、これらの活用について記載がありません。	A	いただいた御意見を参考に、ホームページの活用に係る記述を追加しました。
41	第 4 章	P16 「イ 不法占用物件等の排除」について、第10次計画と同じ文ですので、第10次計画での取り組み内容を示すべきだと思います。	C	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、第10次計画につきましては、第1章「第10次秦野市交通安全計画の達成状況」に係る目標値に対する状況のみの記載としています。 本件については第10次計画と同様に実施していく予定です。
42	第 4 章	P16 「オ 子どもの遊び場の確保」として、公園の適正な維持管理として、子どもの飛び出し防止策についても記載すべきだと思います。また、公園の適正な維持管理だけでなく、公園の新設も検討すべきだと思います。さらに、公園だけでなく街路樹の整備も必要だと思います。	C	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、具体的な内容の記載は行っておりません。 本計画を踏まえて、公園管理者等がそれぞれの権限を持って、交通事故防止対策の施策を行っていきます。

第 1 1 次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
43	第 4 章	P 1 7 1 行目「交通スリム化キャンペーンはだの」について第 1 0 次計画期間で行った「交通スリム化協力事業所等表彰」などの取組みを示すべきだと思います。	C	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、具体的な内容の記載は行っていません。
44	第 4 章	P 1 7 「イ 交通スリム化教育の実施」について、第 1 0 次計画に記載があった教員対象の研修実施などの旨の記載がないのでしょうか。	E	令和 2 年度に、スリム化教育実施可否についてのアンケートを市内小学校に行ったところ、新型コロナウイルス感染症の影響で授業時間の確保が難しいと回答があったことから、スリム化教育の実施の仕方について、見直しをする必要があるためです。
45	第 4 章	P 1 7 「(11) バス停留所周辺の安全性確保」について、第 1 0 次計画期間で国土交通省の調査で危険なバス停の所在が分かったと思いますが、それを示すべきだと思います。	E	国土交通省の調査で危険とされたバス停については、令和 3 年に全て解消されています。
46	第 4 章	P 1 8 3 行目「特に幼児・児童に対する教育は～交通安全教育を推進します。」とありますが、第 1 0 次計画と同じ文ですので、第 1 0 次計画での取組み内容を示すべきだと思います。	C	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、具体的な内容の記述は行っていません。 本計画を踏まえて、地域安全課及び教育委員会がそれぞれの権限を持って、柔軟に啓発活動を行っていきます。
47	第 4 章	P 1 8 1 0 行目「高齢者の特性を理解した上でその行動に配慮する意識を高めるための啓発活動を推進します。」とありますが、幼児の特性についても記載すべきだと思います。	C	高齢化に伴い、高齢者が関係する交通事故の割合が、他に比べ高い状態であり、特に対策が必要なことから記載しています。

第11次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
48	第4章	P18 「ア 幼児に対する交通安全教育」9行目「また、交通公園や街区公園を活用したコミュニティ保育等への交通安全教室の拡充を図ります。」とありますが、第10次計画期間では、どのような取り組みを図ったのでしょうか。	E	秦野警察署及び交通指導員等と連携し、交通公園等において幼児への交通安全教育を推進しています。
49	第4章	P19 「ウ 中学・高校生に対する交通安全教育」について、18歳から運転免許を取得できることから、自転車や二輪車だけでなく、自動車の交通ルールやマナーなどの教育についても必要だと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
50	第4章	P20 「オ 高齢者に対する交通安全教育」について、各個人の身体機能や生活環境などに応じて、その個人に対して運転免許証の返納を推奨することも必要だと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
51	第4章	P20 「(2) 効果的な交通安全教育の推進」2行目「取り組んでいる実車を利用した」とありますが、「実車」の意味が分かりません。	E	社会貢献活動の一環として、企業により用意されたバスやトラックを用いた教室を開催しています。
52	第4章	P23 「(ウ) 自転車の安全利用の推進」について、本ページで記載する内容ではないと思いますが、ここ近年では「電動キックボード」など先進車両の利用に対する交通安全などについて報道されていますので、それに関わる記載もするべきだと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。

第 1 1 次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
53	第 4 章	P 2 3 「エ 高齢者事故防止運動の実施」3行目「毎月15日を「高齢者交通安全の日」と位置づけ」とありますが、それであればSNSでお知らせした方が効果的だと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
54	第 4 章	P 2 4 「オ 飲酒運転根絶運動の推進」5行目「ハンドルキーパー運動」とありますが、聞きなじみのないで注釈が必要だと思います。	A	いただいた御意見を参考に、注釈を追加しました。
55	第 4 章	P 2 5 「エ 高齢運転者対策の充実」7行目「運転免許証を返納した高齢者の移動手段の確保に向けた取り組みを推進します。」とありますが、具体的にどのような取り組みをするのでしょうか。	E	高齢者の移動手段の確保に向け、他自治体等の事例を参考に、調査、研究してまいります。
56	第 4 章	P 2 7 6行目「自転車安全整備制度の拡充を図り」とありますが、制度内容の周知の拡充を図るのか、制度利用の拡充を図るのか、何の拡充を図るのでしょうか。	E	制度内容の周知を図ることで、制度利用の拡充が図れるものと考えております。
57	第 4 章	P 2 7 「※TSマークとは」とありますが、TSマークを例示した方が良いと思います。また、TSマークに赤マークと青マークがあることを記載した方が良いと思います。	A	いただいた御意見を参考に、文言を追加しました。

第 1 1 次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
58	第 4 章	P 2 8 「(2) 暴走族対策の強化」として、地域や家庭で協力できることは、かなり限られると思いますので、協力内容や連携内容をしっかり精査すべきだと思います。	C	青少年が暴走族に入らないように、地域や家庭での対策も必要と考えており、引き続き、警察等と連携してその対策に取り組んでまいります。
59	第 4 章	P 2 8 「(2) 暴走族対策の強化」について、交通秩序の確保と暴走族追放機運の高揚を図るために具体的にどのようなことをするのですか。また、第 1 0 次計画では関係機関にどのくらい要請したかを示すべきだと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
60	第 4 章	P 2 8 「ア 救急体制の充実・強化」について、現在、どのくらいの救急救命士がいて、第 1 1 次でどのくらい養成することを目標とするのでしょうか。	C	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものとなります。具体的な目標値は設定していません。
61	第 4 章	P 2 9 「6 交通事故被害者等に対する支援」3 行目「神奈川県交通事故相談所」とありますが、調べても出てきませんが、「かながわ県民センター 県民の声・相談室」のことでしょうか。	A	いただいた御意見を参考に修正しました。
62	第 4 章	狭い道にも関わらず、スピードを出している車を多々見かけるので、何かしらの対策を実施してほしい。例えば、オービスの設置等。	B	最新の技術等を参考に関係機関と連携し、効果的な対策を検討していきます。
63	第 4 章	交差点での通行がスムーズになるよう、右折矢印信号機の設置等、交通状況をよく分析した対策を実施してほしい。	C	いただいた御意見を参考に、関係機関と連携して、対策を進めていきます。

第11次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
64	第4章	交差点での通行がスムーズになるよう、歩車分離式信号機を増やしてほしい。	E	いただいた御意見は所管である秦野警察署に伝達します。
65	第4章	交差点や歩道の無い道路等、車から歩行者を守るための車止め柵（ポラード）の設置を進めてほしい。特に通学路。	C	いただいた御意見を参考に、関係機関と連携して取り組んでいきます。
66	第4章	障害者に対する交通安全教育について、関係部署と連携しながら推進して行ってほしい。	C	いただいた御意見を参考に、関係部署と連携して、効果的な啓発方法を検討していきます。
67	第4章	スクールゾーン等時間規制を守らない車両があるので、取締りを強化してほしい。	C	いただいた御意見は所管である秦野警察署に伝達します。
68	第4章	歩行者用信号機に待ち時間が分かる表示を各所の信号機に設置してほしい。	C	いただいた御意見は所管である秦野警察署に伝達します。
69	第4章	横断歩道の設置、交差点の改良等を行ってほしい。	C	いただいた御意見を参考に、関係機関と連携して、効果的な対応を検討していきます。
70	第4章	高齢者の事故が増えていると良く報道されているが、若者と比較しても極端に多いわけではない。運転をすることは、健康寿命のためにも良いとも言われており、免許返納することがすべて良いわけではない（参考文献：「70歳が老化の分かれ道」より）。こういったことも考慮した対策も必要である。	B	いただいた御意見を参考に、高齢運転者に向けた効果的な対策を検討していきます。
71	第4章	電動アシスト付自転車について、スピードの出しすぎ等危険な行為を見かけるので、よく啓発してほしい。	B	P23「自転車の安全利用の推進」のとおり、機会を見つけて、電動アシスト付き自転車の特性等を周知していきます。
72	第4章	免許返納後の高齢者の交通手段について考えてほしい。	E	高齢者の移動手段の確保に向け、他自治体等の事例を参考に、調査、研究してまいります。

第11次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
73	第4章	横断歩道や停止線の補修は、早めに対応するようにしてほしい。	E	いただいた御意見は所管である秦野警察署に伝達します。
74	第4章	事故が起きる前に、事故が起きないように対策を実施してほしい。例えば、オービスの設置等。	B	最新の技術等を参考に関係機関と連携し、効果的な対策を検討していきます。
75	第4章	電動アシスト自転車の普及等により、スピードを出している自転車等による事故が増えているので、その安全対策についてもっとPRしてほしい。	B	P23「自転車の安全利用の推進」のとおり、機会を見つけて、電動アシスト付き自転車の特性等を周知していきます。
76	第4章	自転車は「軽車両」と位置付けながら罰則規定がない（取締りがされない）ため事故が多く、マナーも悪い人が多い。国や警察に対して、罰則の強化等の意見を言ってほしい。	E	いただいた御意見は所管である秦野警察署に伝達します。
77	第4章	高齢者の事故は依然高い傾向にある。もっと交通安全教室を充実させてほしい。	B	自治会、老人クラブなどの高齢者に関係する団体をはじめとして、交通安全教室のPRを行っていきます。
78	第4章	自転車に乗った時のヘルメットの着用について、もっとPRしてほしい。	B	交通安全教室等を通して、ヘルメットの着用推進を啓発していきます。（特に幼児・児童の交通安全教室等において）
79	第4章	通学路の安全対策について危険個所の解消に向け最善の努力をしてほしい。	B	いただいた御意見を参考に、関係機関と連携して、対策を進めていきます。
80	第4章	若者だけの目線だけでなく、高齢者目線での対策をお願いしたい。	C	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
81	第4章	道路の白線、停止線等が消えかかっているところが見受けられるので、早期に対応してほしい。	E	いただいた御意見は所管である秦野警察署に伝達します。
82	第4章	自転車保険についてもっとPRを。	B	新たに自転車に乗る可能性が高い新入学生等への啓発を中心に行っていきます。
83	第4章	通学路対策について、建設部とも協力し確実に対応してほしい。	B	いただいた御意見を参考に、関係機関と連携して、対策を進めていきます。

第 1 1 次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
84	第4章	警察は、交通事故対策や暴走族対策などもっと力を注いでやってほしい。	B	いただいた御意見を参考に、関係機関と連携して、対策を進めていきます。
85	第4章	各季の交通安全運動について、交通安全協会等各団体の協力を得て実施していると思うが、高齢化や人手不足等の問題を抱えながら実施しているので、こういった団体のPRをお願いしたい。	B	広報はだの等を活用して啓発を行います。
86	第4章	スピード抑制に有効なハンプについて、実証実験している自治体もあるが、そういった取り組みについて記載したらどうか。	C	他自治体等の事例を参考に、効果的な対策について調査、研究してまいります。
87	第4章	高齢者の事故防止に有効な「安全運転サポート車（サポカー）」について、もっと薦めて（PR）してほしい。	C	高齢運転者の交通事故対策について、情報収集し、交通安全教室等での啓発に努めていきます。
88	その他全般	計画全体的に「等」の記載がとても多いです。「等」が意味する内容がないのに記載していたり、明確に記載する箇所をぼかす意味で記載されていたり、「など」として記載されていたりしています。ただ、「など」と「等」は意味が違いますし、記載すべき箇所は「等」としてぼかさず明記すべきです。「等」の意味を理解して、適切に記載すべきです。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。
89	その他全般	秦野市総合計画やはだの交通計画、秦野市橋梁長寿命化計画などの関係計画との関連性や位置づけはどうなっているのでしょうか。記載が必要だと思います。	A	いただいた御意見を参考に修正しました。
90	その他全般	第10次計画と同文が多過ぎる印象です。第10次計画期間を終えて、どのような課題などが生じて、どのような取組みを継続・縮小・拡大・新規とするべきか検討を重ねて、第11次計画につなげようと考えているのか記載するべきだと思いますが、いかがでしょうか。第10次計画では10人の方が交通事故で亡くなっています。これをゼロとする目標を掲げている計画としては、内容薄いです。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にさせていただきます。

第 1 1 次秦野市交通安全計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	構想案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
91	その他全般	第 1 1 次計画で、各取り組みをどのように進行して、その進行管理のための評価指標が記載されていません。第 1 0 次計画で生じた課題を解決するために、第 1 1 次計画では各取り組みの評価指標を設けるべきだと思います。	D	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものとなります。具体的な対策につきましては、その時の情勢に沿った実施要綱を作成し、交通安全対策協議会幹事会において協議し実施しています。
92	その他全般	本計画の P 1 1 以降の「第 4 章 交通安全の施策」で、様々な施策の「推進」や「実施」などが記載されていますが、そのための取組などにおける「どこで」「何を」「どのように」「どのくらい」の 2w2h の具体的な記載と、それを取り組む根拠とする現状の傾向データの掲載が少なすぎる印象です。例えば、本計画の巻末に資料集としてデータの掲載をしたり、本計画とは別に実行計画を策定した方が良いと思います。	B	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものとなります。具体的な対策につきましては、その時の情勢に沿った実施要綱を作成し、交通安全対策協議会幹事会において協議し実施しています。
93	その他全般	第 1 0 次計画期間の後半は新型コロナウイルス感染拡大により、集合型参加イベントの開催は中止にせざるを得なかったと思いますが、しっかり取り組むことができたのでしょうか。また、第 1 1 次計画期間も当面は、新型コロナウイルス感染拡大により、集合型参加イベントの開催が厳しいと思いますが、そのような局面でも人々の交通自体は止まらないと思いますが、どのように交通安全対策を講じるかを記載するべきだと思います。	B	本計画は、本市が取り組むべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものとなります。具体的な対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、その時の状況にあった実施要綱を作成し、交通安全対策協議会幹事会において協議し実施しています。
94	その他全般	タクシーの助成券の支給等、免許返納がもっとすすむような施策を実施してほしい。	C	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
95	その他全般	事故防止の意味で、広報はだのに、事故件数等を掲載してほしい。	C	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
96	その他全般	交通安全計画は、あらゆるセクションと関係し、一つの課では対応できないので、地域安全課が指導力を発揮して、対応して行ってほしい。	E	関係機関と連携して対応していきます。

※ このほかに、「字句の訂正や文言の整理等」に対する御意見・御提案（50件）については、適宜、参考とさせていただきます。